• 下請Gメンヒアリングや自主行動計画フォローアップ調査等を通じて把握した取引実態等を踏まえ、 現在、「振興基準※1」の改正※2作業中(平成30年12月中を目途に改正予定)。

## 【大企業間の支払い方法】

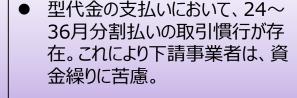
## 【型代金の支払い】

## 【「働き方改革」への対応】

課題

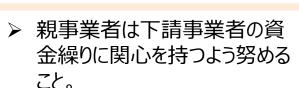
改正案

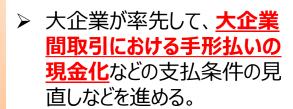
大企業間取引での手形払いが改善 されないことによる、サプライチェーン全 体の現金払いの不徹底



適正なコスト負担を伴わない短納 期発注など、下請中小企業の 「働き方改革」を阻害する取引慣 行が存在。









- 親事業者が型を製造委託 した場合、下請事業者に代 金を60日以内に支払う。
- ▶ 型が下請事業者のもとに留まるなどの場合に、代金の支払い方法について十分協議することとし、親事業者は、 一括払いの要望があれば速やかに支払うよう努める。



- 親事業者は、<u>下請事業者</u><u>の不利益となるような取引</u>や要請を行わないこと。
- ▶ やむを得ず短納期又は急な 仕様変更などを行う場合に は、親事業者が適正なコス トを負担すること。

- ※1 下請中小企業振興法第3条第1項に基づき、経済産業大臣が定める下請事業者と親事業者の望ましい取引関係に関する基準
- ※2 分量、言葉遣いなどが、下請中小企業者にも馴染みやすいものとなるよう配慮